

肝疾患相談センター運営等事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、「肝炎対策の推進に関する基本的な指針」（平成28年厚生労働省告示第278号）及び「肝炎患者等支援対策事業実施要綱」（平成20年3月31日健発第0331001号厚生労働省健康局長通知）に基づき、京都府が指定した肝疾患診療連携拠点病院において、肝疾患相談センターを設置し、肝炎患者やその家族をはじめ、肝疾患に関する不安や疑問を持つ方や、医療機関からの相談に対応し、精神的負担の軽減や適切な肝炎医療の提供を図るとともに、医療関係者等に対する研修を実施し、肝疾患に関する最新の知見を周知するなど、京都府内における肝疾患診療体制の充実を図ることを目的とし、補助金等の交付に関する規則（昭和35年京都府規則第23号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

(補助対象事業等)

第2条 補助の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）、補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）、交付する補助金の額を算出する場合の基準額、補助対象経費、補助率及び交付額の算定方法は別表に掲げるとおりとする。

(事業の内容)

第3条 補助対象事業の内容は以下のとおりとする。

(1) 肝疾患相談センターの設置及び運営

肝疾患診療連携拠点病院内に肝疾患相談センターを設置し、京都府内に居住する患者及びその家族のほか、医療機関等からの相談に対応するとともに、肝疾患に関する情報の収集、提供を行う。

なお、相談者には費用負担を求めるものとする。

ア 相談体制

- ① 肝疾患相談センターに相談員を配置する。
- ② 相談員は、相談窓口開設時間内において電話相談に対応する。
- ③ 必要に応じて、肝疾患に関する専門知識を有する医師等（以下、「医師」という。）が面談により相談に対応する。

イ 相談員の業務

- ① 患者及びその家族等からの相談や質問に対応し、不安や疑問の解消を図るとともに、必要に応じて医師との面談日時の調整等を行う。
- ② 肝炎治療を行う医療機関等からの相談に対応し、個々の患者に応じた治療法についての助言等を行うため、必要に応じて医師との連絡調整等を行う。
- ③ 常に肝疾患に関する最新の情報の収集に努め、専門医療機関等に対する情報提供等を行う。

ウ 肝疾患相談センターの設備

肝疾患相談センターは、面談による相談業務の対応に当たっては、秘密の保持に十分配慮し、また、相談員が適切に業務を行えるよう配慮した設備で行うものとする。

エ 北部相談窓口の開設

年度内に1回以上、京都府北部地域において相談窓口を開設し、肝疾患に関する相談業務を実施する。

なお、北部相談窓口の開設に当たっては、実施時期及び会場の設定等について、京都府と事前に調整を行うものとする。

(2) 医療機関等を対象とした研修機会の提供

京都府内の他の肝疾患診療連携拠点病院等と連携して、京都府が実施する研修に協力するなど、肝疾患専門医療機関等を対象に、肝疾患に関する最新の知見を周知するための研修機会を提供する。

(交付申請)

第4条 規則第5条に規定する申請書は、別記第1号様式によるものとし、知事が別に定める期日までに知事に提出するものとする。

2 規則第5条の規定により補助金の交付の申請をしようとする者は、補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)及び地方税法(昭和25年法律第226号)に基づく仕入れに係る消費税及び地方消費税として控除することができる部分の金額に補助対象経費に占める補助金の額の割合を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助事業の変更等)

第5条 補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助事業を中止し、又は事業計画の全部若しくは一部を変更するときは、あらかじめ別記 第2号様式により知事の承認を受けなければならない。

(実績報告)

第6条 規則第13条に規定する実績報告書は、別記第3号様式によるものとし、補助事業が完了した日から起算して1箇月経過した日又は補助金の交付決定のあった年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに知事に提出するものとする。

2 補助事業者は、前項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第7条 補助事業者は、補助金の交付決定後に補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、速やかに、別記第4号様式による報告書を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の返還を命じることができる。

(補助金の返還)

第8条 知事は、補助事業者が第6条の規定に違反した場合、この補助金の全部又は一部の返還を補助対象者に対して求めることができる。

(その他)

第9条

- (1) 肝疾患相談センター及び北部相談窓口において対応した相談の内容及び件数等を記録し、京都府から報告を求められた場合は速やかに応じるものとする。また、相談内容等の記録及び京都府への報告等に当たっては、相談者の個人情報の保護について十分に配慮するものとする。
- (2) 肝疾患相談センターを広く府民や医療機関に周知し、利用促進を図るため、ホームページを活用するなど、広報に努めるものとする。
- (3) 業務の遂行に当たっては、本要綱の内容及び関係法令を遵守しなければならない。
- (4) 故意又は過失により京都府又は第三者に損害を与えたときは、その賠償責任を負わなければならぬ。
- (5) 業務の履行に際しては、常に相談者等の立場を考慮し、信頼を確保しなければならない。
- (6) 本要綱に定めのない事項又は疑義が生じたときは、京都府と協議の上、決定する。
- (7) この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年6月30日から施行し、平成29年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年7月29日から施行し、令和4年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年5月8日から施行し、令和6年度分の補助金から適用する。

別表

1 補助対象事業	2 補助対象者	3 基準額	4 補助対象経費	5 補助率	6 交付額の算定方法
肝疾患相談センター運営等事業	肝疾患診療連携拠点病院	2,000千円	肝疾患相談センターの運営に必要な給与、職員手当等、賃金、報償費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、その他知事が必要と認める経費	10／10	第4欄に掲げる対象経費の実支出額と、第3欄に掲げる基準額を比較して少ない方の額(補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。)

別記

第1号様式（第4条関係）

番 号
年 月 日

京都府知事 様

申請者の所在地

申請者の名称

代表者の氏名

肝疾患相談センター運営等事業に係る補助金交付申請書

年度において上記事業を実施したいので、肝疾患相談センター運営等事業補助金交付要綱第4条の規定により下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

1 補助金交付申請額 円

2 添付書類

- (1) 事業計画書（別紙1～別紙3）
- (2) 補助対象事業に係る予算書
- (3) 補助対象事業に係る関係書類

別記

第2号様式（第5条関係）

番 号
年 月 日

京都府知事

様

申請者の所在地

申請者の名称

代表者の氏名

肝疾患相談センター運営等事業に係る補助金中止（変更）申請書

年 月 日付け 第 号により交付決定を受けた上記補助金について、
肝疾患相談センター運営等事業補助金交付要綱第5条の規定により下記のとおり中止（変更）申請します。

記

1 補助金中止（変更）申請額 円

既交付決定額 円
差引増減額 円

2 中止（変更）理由

3 添付書類

- (1) 事業計画書（別紙1～別紙3）
- (2) 補助対象事業に係る予算書
- (3) 補助対象事業に係る関係書類

注 中止申請の場合は、添付書類の提出は不要です。

別記

第3号様式（第6条関係）

番 号
年 月 日

京都府知事 様

申請者の所在地

申請者の名称

代表者の氏名

肝疾患相談センター運営等事業に係る補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号により交付決定を受けた補助金に係る上記事業の実績を、肝疾患相談センター運営等事業補助金交付要綱第6条の規定により下記のとおり報告します。

記

1 補助金精算額 円

2 添付書類

- (1) 事業報告書（別紙1～別紙3）
- (2) 補助対象事業に係る決算書（見込書）
- (3) 補助対象事業実施に係る関係書類

別記

第4号様式（第7条関係）

番 号
年 月 日

京都府知事 様

申請者の所在地

申請者の名称

代表者の氏名

年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日付け 第 号により交付決定を受けた補助金について、下記のとおり報告します。

記

1 京都府補助金等の交付に関する規則第14条第1項の規定による額の確定又は事業実績報告額

円

2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（要補助金返還相当額）

円

3 添付書類

- (1) 2に係る「消費税及び地方消費税の確定申告書」（写し）及び「付表2課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」（写し）
- (2) 仕入控除税額の計算明細等を記載した書類
- (3) その他関係書類